

第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画の策定について

(1) 計画策定の経緯及び方針

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第 11 条の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」があります。また、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」があります。令和 8 年度に現行計画である「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」の計画期間が満了することから、次期計画として「第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画」を策定するものです。

なお、障がい福祉計画はあんしん福祉部障がい福祉課が、障がい児福祉計画はこども部すくすく子育て課が策定を担います。

(2) 計画に定める事項

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国が示す指針に基づき定めるとされる法定計画です。自立支援給付及び地域生活支援事業（障がい児は、障害児通所支援及び障害児相談支援）の実施が、具体的かつ計画的に図られるよう、成果目標及びサービス見込み量等を定めるものとされており、実施計画としての性格を有しています。

(表) 各計画の位置づけと定める事項

計画名	根拠法	定める事項	性格
①障がい者計画※	障害者基本法	取り組むべき障がい者施策の方向性	基本計画
②障がい福祉計画	障害者総合支援法	成果目標及びサービス見込み量等	実施計画
③障がい児福祉計画	児童福祉法	成果目標及びサービス見込み量等	実施計画

(3) 計画の期間

現行計画は、令和 6 年度から令和 8 年度の期間で策定されています。

今回、策定する「第 8 期障がい福祉計画」も、国が示す指針は 3 年間における内容となっていることから、令和 9 年度～令和 11 年度の 3 カ年計画とします。「第 4 期障がい児福祉計画」も同様に、3 カ年計画とします。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい福祉計画	第 7 期			第 8 期		
障がい児福祉計画	第 3 期			第 4 期		
障がい者福祉計画						

(4) 計画策定にあつての基本的理念

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい者の社会参加を支える取組定着

(5) 成果目標の例及びサービス量の見込み(国の基本指針：案)

項 目	数 値 等 (市町村計画・都道府県計画)
① 入所者の地域移行	・ 令和7年度末入所者の6%以上を地域生活に移行する。 ・ 令和7年度末施設入所者の5%以上を削減する。
② 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 市及び県と、保健・医療福祉関係者や地域住民などが連携して、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。
③ 一般就労への移行	・ 一般就労への移行者数を令和6年度の1.31倍とする。 ・ 就労定着支援事業利用者数を令和6年度の1.47倍とする。 ・ 協議会圏域ごとに就労選択支援事業所を設置【新規】
④ 障がい児支援の提供体制の充実	・ 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保【新規】
⑤ 地域生活支援の充実	・ 地域生活支援拠点の機能充実を図る。
⑥ 相談支援体制の充実・強化	・ 相談支援体制の地域診断を行った上での体制の強化を図ることにより、令和11年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロとする。【新規】
⑦ 障がい福祉人材の確保定着、ケアの充実のための生産性向上【新設・県】	・ 障がい福祉人材の確保・定着のために、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する取り組みを推進する。
⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・ 各都道府県及び市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

◆障がい者（児）に対する 下記サービス種類ごとの必要量の見込みについては、過去のサービス種類ごとの実績増減率を勘案し、推計しています。

- ・ 訪問系サービス : 居宅介護（ホームヘルプ）など
- ・ 日中活動系サービス : 生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援など
- ・ 居住系サービス : グループホーム、施設入所支援など
- ・ 相談支援 : 計画相談支援、価値移行支援など

以 上